

岐阜県森林づくり基本条例の一部改正(案)について (「ぎふ山の日」の廃止について)

林政部林政課

1 条例改正が必要となる背景

(1) 国民の祝日「山の日」の制定

- ・ 8月11日を「山の日」と定め新たな祝日にする改正祝日法が成立 (H28. 1. 1 施行)。
- ・ 制定の発端となった「山岳登山」を中心に、観光、環境、資源、森林、レジャー、スポーツといった分野に及んで山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する趣旨のもの。

(2) ぎふ山の日について

- ・ 8月8日を「ぎふ山の日」として岐阜県森林づくり基本条例に規定 (H18. 5. 21 施行)。
- ・ 森林づくりや森の恵みに対する県民理解を深める趣旨のもので、また8月はぎふの山に親しむ月間と同条例で規定している。

2 条例改正の必要性について

- ・ ぎふ山の日フェスタなどの山の日関連イベントの開催を通じ、「ぎふ山の日」についての一定の認知度はあるものの、一般県民の認知度は依然低い傾向にある。
- ・ 「ぎふ山の日」と国民の祝日「山の日」の2つの山の日がわずか3日の間にあることは県民に混乱を招くおそれが懸念される。

3 条例改正の内容について

- ・ 国民の祝日として山の日が加えられたことに鑑み、ぎふ山の日を廃止するため、「岐阜県森林づくり基本条例」の一部改正を行う。
- ・ 条文中、ぎふ山の日に関して定めている部分を削除する。
- ・ 県独自の取組みの「ぎふの山に親しむ月間」(8月)は存続する。

4 条例改正の効果について

- ・ 「ぎふ山の日」が一般県民の方にまだ十分に認知されていない中、国民の祝日「山の日」との連携により高い相乗効果が期待できる。

5 施行日

- ・ 公布の日 (平成28年第1回県議会定例会へ改正に係る議案を上程中)